

公開講演会

「メディアに口出す政府を許すな— 総務省「行政文書」問題から何を学ぶ か」配付資料集

【日時】 2023年6月25日（日）14:00～16:00

【場所】 立教大学7号館1階 7102教室

【主催】 立教大学社会学部メディア社会学科・砂川ゼミ、JCJ、放送を語る会

【開催趣旨】 2023年3月、国会では安倍政権下での放送の「政治的公平」に関する意思決定プロセス文書が公開され、この文書を総務省が「行政文書」と認めた。その意味とあるべき放送行政について考える公開講演会を開催する。この行政文書を公開した小西洋之・参議院議員（立憲民主党）を招き、文書公開の経緯・狙いを伺うとともに、メディア研究者である砂川浩慶・本学教授との間で、あるべき放送行政、あるべき放送制度について意見交換する。

【講師】

○参議院議員（立憲民主党）・小西 洋之 氏

○立教大学社会学部長、社会学部教授 砂川 浩慶

NHKとメディアの今を考える会第7回シンポジウム

メディアに口出す政府を許すな

～総務省「行政文書」問題から何を学ぶか～

<パネリスト> 小西洋之氏（参議院議員・立憲民主党）
砂川浩慶氏（立教大学教授・社会学部長）

<会場> 立教大学池袋キャンパス 7号館 7102教室

<日時> 2023年6月25日（日）午後2時～4時

14:00 開会あいさつ 池田恵理子

14:05 講演 小西洋之議員

14:35 講演 砂川浩慶教授

14:50 休憩（質問用紙回収）

15:00 対談

15:35 質問（質問用紙+Q&A）と回答

15:50 まとめの発言

15:55 閉会あいさつ 丹原美穂

16:00 閉会

<パネリストプロフィール>

小西洋之氏

参議院議員（立憲民主党・千葉選挙区、外交防衛委員会 筆頭理事、憲法審査会 委員・予算委員会 委員）

徳島大学 医学部 医学科中退（教養課程修了）

東京大学教養学部教養学科卒業

コロンビア大学国際・公共政策大学院修了

総務省・経済産業省 課長補佐

砂川浩慶氏

立教大学社会学部メディア社会学科教授・社会学部長

研究テーマは、放送を中心とするメディア産業、メディア政策・法制度、ジャーナリズム論、コンテンツ流通など

早稲田大学教育学部社会学科卒業

著書「安倍官邸とテレビ」「放送法を読みとく」など

<主催>立教大学社会学部メディア社会学科・砂川ゼミ NHKとメディアの今を考える会

<共催>NHKとメディアを語ろう・福島、日本ジャーナリスト会議、

日本ジャーナリスト会議・東海、放送を語る会、メディアを考える市民の会ぎふ

<目次>

○放送法「政治的公平」の解釈改変事件について……………	1
○放送法・電波法抜粋……………	35
○主要国の規制機関……………	36

放送法「政治的公平」の解釈改変事件について

2023/06/25 参議院議員 小西洋之

※プロフィール： 22年参議院選挙（三期目・千葉県選挙区）、元総務省衛星・地域放送課統括補佐、元総務省放送政策課課長補佐（公共放送NHK担当）

1. 事件の概要について

- 放送法第4条の放送番組の編集の準則のうちの「政治的公平」については、「放送局の放送番組全体で判断をする」という解釈であったが、2015年5月12日の参院総務委員会の高市大臣答弁において、「極端な場合は、その一つの番組だけで政治的公平を判断できる」と解釈が変更された
また、翌年2月には「一つの番組の政治的公平違反」だけで放送法・電波法による放送局の業務・設備の停止ができる」との高市大臣答弁がなされた
- 総務省はこの変更を「従来の解釈の補充的説明」とし、解釈が変わった経緯等は明らかにされなかった
- しかし、小西が提供を受けた内部文書には、2014年11月から15年5月までの間に、磯崎総理補佐官の恫喝等を用いた主導のもと、高市大臣の同意と安倍総理の承認によって、首相官邸の密室等で実行された解釈改変の経緯が、その解釈の作成過程を含めて、詳細かつ完璧なまでに記録されていた
- 本年3月2日に内部文書を公表し、予算委員会で政府を追及し、3月17日の外交防衛委員会（予算委嘱審査）において総務省に2015年解釈を全面撤回させた（放送局の業務・設備の停止も撤回）
- 高市大臣は「怪文書。悪意を持って捏造されたもの」、「政治的公平の解釈について、2015年5月12日答弁の前日まで事前に総務官僚から相談を受けたことはない」などと答弁したが、これらは全て虚偽であることが内部文書にある当時の総務官僚（局長、課長、統括補佐）らによって証言されている

2. 内部文書について

- 「私が総務省の行政官であるあかしとして、これを小西議員に託したい。私は放送行政に携わる総務省の職員として、このような国民を裏切る違法行為を見て見ぬふりをすることはできない。どうかこの資料を使って国民の皆さんの手に放送法を取り戻して、日本の自由と民主主義を守ってください。」
- 解釈改変の約半年間の全ての経緯について、政治家と官僚のやり取りの記録とその際に使用された資料などがフルセットで備えられた「超一級の行政文書」
- 磯崎補佐官、高市大臣、安倍総理が「TBSサンデーモーニング」などの個別の番組を狙い撃ちにするなどして、また、安保法制の国会審議などを念頭に解釈を改変した経緯も記録されている

※ 当時、民放各局、NHKの政府に批判的なコメンテーターやキャスターが交代

※ 2014年1月前後には安倍総理による百田尚樹、長谷川三千子氏らのNHK経営委員への任命によってNHK会長が松本氏から靱井氏に交代

3. 改変された解釈について

- ・ 磯崎補佐官が自ら作成した案がほとんどそのまま高市答弁となっている
- ・ 政府は補充的説明としているが、憲法 21 条の言論報道の自由を守るために論理必然であるところの「政治的公平は、放送局の番組全体で判断しなければならない」という放送法 4 条の規範を「極端な場合は一つの番組だけでも判断できる」と明確にその解釈を変えているもの

(こうした「解釈変更」は違憲で法的に不可能なため「解釈改変」と呼称)

- ・ しかも、磯崎氏の恣意的な作成によるものであるため、「選挙期間中やその近接期間」、「国論を二分する政治課題」という二つの事例の説明には、法令解釈としての要件性が全くなく（政府も「例示」なので要件性は説明できないと 3 月 8 日に答弁）、時の権力者が如何様にも「極端な場合」を設定して放送法違反を問うことができる、歯止め無き・無限定な解釈となっている

※ 言論報道の自由は、自由で民主的な社会の最重要かつ必須の基礎

さらに、大きな社会的影響力を有する放送が政治の介入を受ける（又は付度等する）のであれば、逆に自由と民主主義を破壊する凶器とすらなりかねない

⇒ 改変された解釈の撤回を国会議員の使命であり、最重要の任務と認識

4. 予算委員会での追及について

- ・ 違法な解釈の撤回を目標として、本年の予算委での追及を戦略的に実施
 - ・ 昨年 10 月 19 日の NHK 中継の予算委で、岸田総理に「宗教法人法の解散命令は統一教会には適用できない（民法不法行為等は不可）という違法解釈」を全面撤回させたこと等から、事前に政府に解釈の撤回を打診するも応ぜず
 - ・ 3 月 2 日に文書を公表、3 日より質疑、8 日に一解釈撤回、17 日に全面撤回
 - ・ 高市大臣の「捏造」発言などを背景に解釈の撤回を実現
- ⇒ 第二次安倍政権以降の違憲・違法な解釈の初めての撤回例

5. 解釈の全面撤回について

- ・ 2015 年解釈の破棄ではなく、2015 年解釈の上書き
- ・ 2015 年当時から「極端な場合を含めて、常に放送番組全体のバランスで判断する」という見解 = ミルクコーヒー理論
- ・ 2015 年高市答弁やその後の同趣旨の答弁、放送局の業務・設備の停止の答弁、今般の追及で初めて述べられた「昭和 39 年に極端な場合では一つの番組で政治的公平を判断可能」という答弁などを根こそぎ撤回

6. 本件の課題

- ・ 違法な解釈改変の経緯等の調査報道、違法解釈の全面撤回の報道が殆どない（特に、テレビにない）
- ・ テレビの報道や番組制作の姿勢に良い変化が見られるのかどうか（また、担い手育成などの構造問題も喫緊の課題ではないか）
- ・ 高市大臣らの違法な解釈改変の政治責任は不問のまま

平成 28 年 2 月 12 日
総 務 省

政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第 4 条第 1 項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たって、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきたものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するとしても、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選挙期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

うに、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。

なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的、自律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

「政治的公平」に関する放送法の解釈について（磯崎補佐官関連）

平成 26 年

11 月 26 日（水）

磯崎総理補佐官付から放送政策課に電話で連絡。内容は以下の通り。

- ・ 放送法に規定する「政治的公平」について局長からレクしてほしい。
- ・ コメンテーター全員が同じ主張の番組（TBS サンデーモーニング）は偏っているのではないかと問題意識を補佐官はお持ちで、「政治的公平」の解釈や運用、違反事例を説明してほしい。

28 日（金）：磯崎補佐官レク

磯崎補佐官から、「政治的公平」のこれまで積み上げてきた解釈をおかしいというものではないが、①番組を全体で見るときの基準が不明確ではないか、②1つの番組でも明らかにおかしい場合があるのではないか、という点について検討するよう指示。

12 月 18 日（木）、25 日（木）：磯崎補佐官レク

さらに前向きに検討するよう指示。（補佐官は年明けに総理に説明したうえで、国会で質問したいとのこと。）

平成 27 年

1 月 9 日（金）：磯崎補佐官レク

総務省からの説明を踏まえた資料を補佐官側で作成するので、本資料に関する協議を事務的に進めるよう指示。

16 日（金）、22 日（木）：磯崎補佐官レク

総務省からの補佐官資料に対する意見は先祖帰りであり、前向きに検討するよう指示。

29 日（木）：磯崎補佐官レク

補佐官了解。今後の段取り（国会質問等）について認識合わせ。

2 月 13 日（金）：高市大臣レク（状況説明）

17 日（火）：磯崎補佐官レク（高市大臣レク結果の報告）

24 日（火）：磯崎補佐官レク（官房長官レクの必要性について相談）

3 月 2 日（月）：山田総理秘書官レク（状況説明）

3月5日(木): 磯崎補佐官から安倍総理に説明(今井・山田総理秘書官同席)
※3/5 山田総理秘書官から、3/6 磯崎補佐官から、総理への説明模様を報告。

9日(月):
平川参事官から安藤局長に連絡(高市大臣と安倍総理の電話会談結果)

13日(金):
山田総理秘書官から安藤局長に連絡(高市大臣と安倍総理の電話会談結果)

4月1日(水)~4月7日(火): 答弁案の調整
※山口補佐官付と放送政策課・西潟補佐の間でやりとり。

5月12日(火): 参・総務委員会
(自) 藤川政人議員からの「政治的公平」に関する質問に対し、磯崎補佐官と調整したものに基づいて、高市大臣が答弁。

「政治的に公平であること」について

放送法第4条第1項第2号に規定する「政治的に公平であること」とは、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集にあたっては、『不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、放送番組全体としてバランスのとれたものであること』とされ、その判断にあたっては、『一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断することとなる。』とされているが、ここでいう「番組全体を見て判断する」とは具体的にどのようなことなのか。また、~~明らかにおかしいと考えられる極端な事例とはどのようなものなのか。~~

6
ここでいう、「放送事業者の番組全体を見て判断」とは、放送事業者が政治的な問題を取扱う放送番組の編集を行う際に、ある一つだけの番組について直ちに判断するというのではなく、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方のあらわれ、そういうようなものの中で、それが、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、その放送事業者の放送する放送番組全体としてバランスのとれたものであるかどうかを見て判断するという意であります。

すなわち、放送事業者の全体の放送番組の編集計画の中において、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく様々な政治的見解について扱うという意図をもって編集が行われているのであれば、例えば、A、Bという異なる政治的見解がある政治的な問題について、一つ、一つの番組においてはそれぞれA、Bという別個の特定の政治的見解のみが取り上げられていたとしても、そのことのみをもって「政治的に公平であること」に反することにはならず、それらの放送番組全体として、特定の政治的見解に偏ることなく、当該政治的な問題に係るA、Bという政治的見解を取り上げている、このような場合には、「政治的に公平であること」という放送番組準則の規定に沿っていることとなるところでありま

一方、様々な政治的見解がある政治的な問題について、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方のあらわれとして、一つの番組だけでなく、他の番組でもある特定の一つの政治的見解のみが取り上げられ、そうしたことが繰り返して行われて、当該一つの政治的見解のみが常に放送されているような状況になること、例えば、「連続して一つの政治的見解だけを取り上げて（逆説的には他の政治的見解を取り上げず）、それを視聴している者として、そういう見解しかないというふうな感じを与えるように、繰り返しそういうことが行われる」というような場合には、極端な例として、「政治的に公平であること」には沿っていない、そういう事例になってくると考えられます。

○ 放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 （略）

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 （略）

二 政治的に公平であること。

政治的な問題を取り扱う放送番組について、政治的公平の観点から、どのように放送番組全体としてバランスをとっているのかという点で、懸念が生ずる中、その編集の考え方を問われれば、当該放送番組を放送した放送事業者において、必要な説明がなされるべきものと考えるが、どうか。

放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、その政治的公平性の確保に関する考え方について問われた場合にも国民視聴者に対して適切に説明できるよう、放送事業者は常に自覚をもって放送番組の編集を行うことが重要であると認識しているところであります。

こうした中であって、仮に政治的公平確保の観点から、番組編集の考え方について広く社会的に問われた場合などには、当該放送事業者において、国民・視聴者に対して適切に説明していくこととなるものと考えられます。

政治的公平については、放送番組全体を見て判断する」といっても、一つの番組のみをもって「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触する極端な事例も在り得るのではないか。例えば、選挙投票日前日の番組でアナウンサーが特定の政党への投票を促す発言を行った場合は、その番組だけで放送番組準則に反することとなるのではないか。

個別の事案については、その番組での発言内容とその背景や、当該番組以外の番組での放送内容などを総合的に勘案しつつ、慎重に検証する必要がある、一概に申し上げることは困難なところであります。したがって、一般論として申し上げれば、通例は一つの番組で特定の政治的見解のみが放送され、社会的にその適否が問われた場合であっても、その前後の番組での他の政治的見解の扱いまで含めて総合的に検証した上で判断することが必要となるところであります。ご指摘のような極端な例とは、一般論としては、具体的には、そうした総合的な検証をも要さないような事例ということになるかと考えられます。なお、そのような場合であっても、表現活動に関する扱いは慎重を期すことが求められるところであり、基本的には、やはり前後の番組などの総合的な検証を経ることが適当と考えられます。

磯崎総理補佐官ご説明結果（4R概要）

取扱嚴重注意

日時 平成27年1月9日（金） 17:10~17:20
場所 官邸（磯崎総理補佐官室）
先方 磯崎補佐官（○）、山口補佐官付
当方 安藤情報流通行政局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

前のご説明（12月25日（木）午後）の際の磯崎補佐官から指摘を踏まえ、別添の資料に沿って安藤局長から再度ご説明。補佐官の主な発言は以下のとおり。

【1. 本日の資料と今後の進め方について】

-) 論理としてはこれで良い。総務省に努力いただいていることは十分わかった。
「極端な例」を挙げてくれと言ったのはこっちだが、「投票日前日」の話とか、放送局が「（他党の政治的見解を）放送で取り上げる意志がない旨表明する」というのは極端すぎて応用が利かない。もう少し普遍性があった方がいいのではないか。
-) 気持ちは通じてきているので、1回こちら（磯崎補佐官）で書いてみたい。それで問題があれば文句を言ってくれ。ようは法令協議をやろう。メールベースのやりとりでいいのではないか。（帰庁後本日の資料の電媒を補佐官付の山口氏に送付）

【2. 資料についての補佐官の指摘事項】

（後段の「一つの番組のみをもって、当該放送事業者の放送番組編集が「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例」について）

-)（1つめの選挙期間の例について）「投票日前日」とするのは例示として具体的すぎではないか。「特定の政党への投票を促す」というのも、それはそれでアウトだが、さすがにテレビでここまでやることはないだろう。
-) 立候補予定者の宣伝になるような、とか、例えばBPOが意見を公表した蓮舫（議員）の件（注）のようなレベルで例示できないか。

（注）TBSの「関口宏の東京フレンドパークII」（平成22年6月28日放送）において、参院選挙期間中にもかかわらず、ゲストが（アドリブで）ピンクレディーの「UFO」の替え歌として「UFO」を「蓮舫」に変えて歌ったもの。

-)（2つめの「国論を2分するような政治的問題」に関する例について）「特定の政党」とあるが、政党だけに限られるのか。政治的に公平であることが求められるのは政治的意見であり、政党だけのものではないのではないか。
-) 「他党の政治的見解について取材したり放送で取り上げる意志がない旨表明」の行についても、さすがに放送局がこれを表明することはないだろう。「もう一方の主張はまったく紹介しない」とか、『不偏不党』が疑わしいとか、もう少し普遍性がある形で例示できないか。

（以上）

「政治的に公平であること」について

○ 一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体として「政治的に公平であること」に沿っていると考えられる具体例

- ・ 国論を2分するような政治的問題について、ある番組では特定の政党の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、不偏不党の立場から、他の番組で、他党の政治的見解を取り上げて放送しているような場合

10

○ 一つの番組のみをもって、当該放送事業者の放送番組編集が「政治的公平」を欠き、放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例

- ・ 選挙期間中の投票日前日に、特定の政党への投票を促す番組を編集し、放送を行った場合
- ・ 国論を2分するような政治的問題について、ある番組の中で、特定の政党の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返し放送し、当該放送局として他党の政治的見解について取材したり放送で取り上げる意思がない旨表明するなど、当該放送事業者の放送番組編集の考え方としてその特定の政党の政治的見解以外の政治的見解を放送する意思がないことが客観的に明らかな場合

磯崎総理補佐官室からの連絡
(放送番組編集の政治的公平について)

日時 平成27年1月13日(火) 16:15 先方から入電
先方 磯崎総理補佐官室 山口氏(O)
当方 放送政策課 西がた(X)

O) 先日(1/9)にいただいた資料をベースに(磯崎)補佐官が書いた案をメールでお送りした。補佐官からは、

- ・(総務省の立場から見て問題あれば)自由に意見を言っていたきたい。
- ・時間がないため、早急に回答をいただきたい。

とのこと。

X)「早急に」とはどのくらいのスピード感を想定しているか。

O) 具体的な指示はないが、自分(山口氏)の感触としては、明日の朝補佐官が官邸に登庁される予定であり、その際にお送りしたペーパーについて訊かれると思料。感触レベルのものも含め、何らかの「回答」ができればありがたい。

(その際の回答はメールベースで十分であるとのこと)

(当方から、過去に補佐官と各省の間で類似する事例の有無を訊いたところ、)

O) 安全保障のように複数省庁を跨ぐ案件について補佐官が落とし処の調整をしたことはこれまでもあったが、今回のようなケースは記憶にない。他方、補佐官がこうした調整に乗り出す場合、「自由に意見を」ということも記憶にない(書き出したら「突っ走る」イメージ)。

O) 補佐官は、今回の件で放送担当部局が(補佐官の意に沿う形では)回答しづらいことは理解されており、前回(1/9)ご説明の際に補佐官のご指摘に沿う資料を調製いただいたことには相当感謝していた。省内の調整等のご尽力を理解しつつ、これ以上総務省が回答を書くのは厳しいのではないかという問題意識から、今回自ら「書いてみた」ものと理解している。

X) 今回の調整が一定程度セットされた時点で高市大臣にもお諮りするという段取りでよいか。

O) (山口氏も)「時間がない」の意味を正確に理解しきれていないが、そのように理解している。

X) (安藤)局長は外出中であるが、至急対応を検討したい。

O) 夕刻(定時頃)再度ご連絡したい。

(以上)

放送法における政治的公平に係る解釈について（案）

1 現行の政府解釈

放送法における政治的公平性については、昭和39年4月28日の参議院通信委員会における郵政省電波監理局長答弁以来、次のような解釈を採っている。

- 放送法第4条第1項第2号の規定により、放送事業者は、その番組の編集に当たり、「政治的に公平であること」が求められている。
- ここでいう「政治的に公平であること」とは、政治的な問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、「不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、放送番組全体としてのバランスのとれたものであること」である。
- その判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断することとなる。

2 問題点

これまでの政府解釈には次のような問題点があり、放送の政治的公平を判断する上で、具体的な基準となり得なかった嫌いがある。

- ① これまで、「一つの番組ではなく、放送事業者の番組全体を見て判断する」との答弁に終始し、どのような番組編集にすれば放送事業者の番組全体を見て「政治的に公平である」と判断されるのか、具体的な基準を示してこなかった。
- ② 同様に、「政治的に公平である」ことの説明責任の所在についても、明確に示してこなかった。
- ③ 放送事業者の番組全体を見なくても、一つの番組だけを見たときに、どのように考えても「政治的に公平であること」に反する極端な場合が実際にあり得るが、このことについて政府の考え方を示してこなかった。

3 解釈について補充的説明

今後は、国会質疑等の場で、次の内容に沿って、従来の政府解釈について、補充的説明を行うものとする。

- ① 例えば、ある時間帯で総理の記者会見のみを放送したとしても、後のニュースの時間に野党党首のそれに対する意見を取り上げている場合のように、国論を二分するような政治的課題について、ある番組で一方の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、他の番組で他の政治的見解を取り上げて放送しているような場合は、放送事業者の番組全体として政治的公平を確保しているものと認められる。
- ② 政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、当該事業者の番組全体として政治的公平を確保していることについて、国民に対して説明する必要がある。
- ③ 一つの番組のみでも、次のような極端な場合においては、「政治的公平」を欠き、放送番組準則に抵触することとなる。
 - ・選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
 - ・国論を二分するような政治的課題について、ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

磯崎総理補佐官室からの連絡事項等

日時 平成27年1月15日(木) 夕刻以降数次
先方 磯崎総理補佐官室 山口氏(O)
当方 放送政策課 西がた(X)

磯崎補佐官への再レクの日程調整を行う過程で、補佐官のお考え等について補佐官付(山口氏)から連絡があったもの。主なやりとりは以下のとおり。

○) 補佐官は本日はもともとご機嫌が悪かったのだが、いただいた縦書きの説明資料で「その後の番組」の議論が展開されており、疑心暗鬼になり、激高する結果になったものと考えている。

補佐官の頭の整理は、①グレーな番組については番組全体でプラスマイナスがあることは理解(これまでの整理を肯定)した上で、②一発アウトになり得る本当にひどいクロの番組があるはずだというもの。

前のご説明いただいた際、補佐官から「事例が極端すぎる」等の指摘があったが、補佐官としてもこうした根っこの部分は共有できたと考えていたところ。

×) 前回の資料においても、(補佐官から「応用が利かない」等のご指摘があったものの)「…放送法の放送番組準則に抵触することとなると考えられる例」として選挙の事例と国論を2分する事例をお持ちした訳であり、その部分は共有しているはずである。

他方、補佐官自らお書きいただいたものにケチつけるつもりはないが、選挙の事例で言えば、「特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送」するだけでクロになるとは、少なくとも当方は考えられない。補佐官が「殊更に」という言葉でどういう事態を想定されているのか不知であるが、この部分の読み方によってはBPOの蓮舂議員の事案も(議員の名前をテレビで連呼しただけで)番組準則違反に直結することになりかねない。そんな整理は業界も学会も持たない。当方としては、今回補佐官からいただいた事案はいずれも「グレー」のものであると判断し、グレーであるがゆえに「その後の他の番組で」という議論をさせていただいたところである。

○) 本日の修正案の「可能性がある」を加筆することについて、補佐官は「このままでは抜け穴が大きすぎる」とのことだった。他方、「一般論として(放送番組準則に抵触する)」とか「(放送番組準則に抵触する)場合がある」とか、(何らかの留保をつけることについて)「勘弁してほしいということであれば話は聞く」とも言っていた。(注)補佐官から、後刻、「(抵触する)場合がある」とするのは留保として大きすぎるかも、との発言もあったとのこと。

「放送法における政治的公平に係る解釈について(案)」について

<2頁目「3 解釈について補充的説明」「③」(例示)部分関連>

- 1 具体的な例示の1つめの「・」(選挙に係る例)については、1つの番組で1人の「特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合」であっても、その後の選挙期間中に他の番組で他の候補者や候補予定者を同様な形で取り上げて放送する場合も考えられるところであり、このため、仮に1つの番組で「選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した」ことのみをもって、一律に『政治的公平』を欠き、放送番組準則に抵触する」とした場合、世間一般からそうした他の番組で取り上げるケースをあげて必ずしも一律に「政治的公平」に反することとはならないのではないかとの指摘を受けることが考えられるところであり、このような理由から一律に論ずることについては難しい面があると考えられます。

また、「選挙の公平性に明らかに支障を及ぼす」ことは、一般論として決して好ましいことではありませんが、放送番組準則の違反に係る判断の直接の基準としては放送法第4条第1項第2号に定める「政治的に公平であること」とするほうがより望ましいものと考えられます。

- 2 具体的な例示の2つめの「・」(国論を2分する政治的課題の例)については、「ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合」であっても、その後の他の番組でもう片方の政治的見解について同様な形態で取り上げられる場合を否定できないところであり、このため、仮に1つの番組で(片方の)「政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した」ことのみをもって一律に『政治的公平』を欠き、放送番組準則に抵触する」とした場合、世間一般からそうした他の番組で取り上げるケースをあげて必ずしも一律に「政治的公平」に反することとはならないのではないかとの指摘を受けることが考えられるところであり、このような理由から一律に論ずることについては難しい面があると考えられます。

また、「不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる」ことは、(「不偏不党」が放送法の目的規定に掲げられていることから)一般論として決して好ましいことではありませんが、放送番組準則の違反に係る判断の直接の基準としては放送法第4条第1項第2号に定める「政治的に公平であること」とするほうがより望ましいものと考えられます。

- 3 以上のとおり、それぞれの事例については、上述1及び2の前段で述べた事情から、一律に「放送番組準則に抵触する」とすることは難しい面があると考えられることから、「③」柱書後段の「放送番組準則に抵触することとなる。」の行について、例えば「放送番組準則に抵触することとなる可能性はある。」とする修正が可能であれば、提示された2つの事例は、「抵触することとなる可能性はある」ものの例示として示すことは可能と考えられます。

具体的な修正(案)につきましては、別紙のとおりです。

3 解釈について補充的説明

今後は、国会質疑等の場で、次の内容に沿って、従来の政府解釈について、補充的説明を行うものとする。

- ① 例えば、ある時間帯で総理の記者会見のみを放送したとしても、後のニュースの時間に野党党首のそれに対する意見を取り上げている場合のように、国論を二分するような政治的課題について、ある番組で一方の政治的見解のみを取り上げて放送した場合であっても、他の番組で他の政治的見解を取り上げて放送しているような場合は、放送事業者の番組全体として政治的公平を確保しているものと認められる。
- ② 政治的公平の観点から番組編集の考え方について社会的に問われた場合には、放送事業者において、当該事業者の番組全体として政治的公平を確保していることについて、国民に対して説明する必要がある。
- ③ 一つの番組のみでも、次のような極端な場合においては、「政治的公平」を欠き、放送番組準則に抵触することとなる可能性がある。
 - ・選挙期間中又はそれに近接する期間において、特定の候補者や候補予定者のみを殊更に取り上げて放送した場合のように、選挙の公平性に明らかに支障を及ぼすと認められる場合
 - ・国論を二分するような政治的課題について、ある番組の中で、一方の政治的見解を取り上げず、他の政治的見解のみを取り上げて執拗に繰り返した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

磯崎総理補佐官ご説明結果

取扱嚴重注意

日時 平成27年1月22日(木) 14:30~14:50
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)
先方 磯崎総理補佐官(O)、山口補佐官付
当方 安藤情報流通行政局長(X)、長塩放送政策課長、西がた(記)

磯崎補佐官作成の整理ペーパー案に対し、問題点や修正案について安藤局長からご説明。主なやりとり以下のとおり。(関係資料は別添のとおり)

X) 補佐官からいただいた整理ペーパー(案)の内容について、仮にこの内容で世の中から問われた場合に、(一般論として、という留保はあるにしても)「政治的に公平であることを確保していると『認められない』』と言い切れるかという観点から検証させていただいた。補佐官のご意向を踏まえつつ総務省としても世の中に説明できるものとする観点から内容についてご相談させていただきたい(安藤局長から修正案の内容を説明)。

【1. 選挙に関する事例について】

- O) (安藤局長の)言っていることは分かる。それぞれの候補を「日替わり」で特集する場合がありますという事だ。他方、どんな場合でも「番組全体で見るとして論理が元に戻るの」はダメ。(書きぶりで)工夫する余地はあるだろう。
- O) その意味で「単発の(特別番組)」と明記するのは気に入らない。例示として「特別番組」というのはあってもよい。「意図的に」は不要。「殊更に」「候補者…『のみ』を」と限定している時点でそうしたことを意図して書いている。(もちろん、あったら困るが、)実際にこんな番組はあり得ないのではないか。

【2. 国論を二分する政治的課題の事例について】

- O) 選挙の事例については「日替わり」の話があり得るということで「特別番組」の例示があっても良いが、こちらは特別番組に限定されないだろう。
- X) 国論を二分する政治的課題についても、例えば一つの番組で片方の主張に賛同する党の議員だけが出演して集中的に議論した後、他方の主張について同様の番組を放送することも考えられ、これだけで番組準則に抵触するとは言い切れない場合があると考える。
- O) 問題意識は理解できる。その部分については「(片方だけの政治的見解を)支持する内容の放送を繰り返した場合」としてはどうか。
- O) 放送(テレビ)は番組がすべてであり、(編集の)意図まで聞いたら話にならない。
(→「放送事業者において…取り上げる意思がないことが明白である場合」の行の修正についてはご理解いただけます。)
- O) (磯崎補佐官の意図するところとしては)冒頭の「『国論を二分するような』政治的課題について」という限定も利いているはず。消費増税は該当するかもしれないが、そもそもの話として、「国論を二分する」イシュー自体がそれほど多くない。そこであえて片方だけの見解を支持する番組を放送すること自体、実際にはあり得ないのではないか。

【その他】

- X) (磯崎補佐官自ら書き込んだ紙を手交され、)本日いただいた案で、もう一度、持ち帰り、総務省として堪えられるものか確認・精査させていただきたい。
- O) (もうこれくらいでいいのではないかと仰りつつ、)分かった。そういえば、先日の調査会でCATVのインターネットの話(NTTの光ファイバの卸売の件)があったな。昔はCATVのほうが速かったんだが、みんな光だと同じになっちゃうよな。追加になるが、CATVの件もしっかりやってほしい。本日はご苦労様でした。

(以上)

高市大臣レク結果（政治的公平について）

日時 平成27年2月13日（金）15:45～16:00
場所 大臣室
先方 高市大臣（○）、平川参事官、松井秘書官
当方 安藤局長（×）、長塩放送政策課長、西がた（記）

安藤局長から資料に沿って説明。また、補佐官からの伝言（下記のほか、「今回の整理は決して放送法の従来の解釈を変えるものではなく、これまでの解釈を補充するものであること」、「あくまで一般論としての整理であり特定の放送番組を挙げる形でやるつもりはないこと」）について付言。質疑等主なやりとり以下のとおり。

- 「放送事業者の番組全体で」みるというのはどういう考え方なのか。
×) 例えば「総理と語る」や「党首と語る」番組はどの局でもあり得るところ、国民のニーズに應えるものでもあり、これだけをもって政治的公平を欠くことは不適当。むしろ、与野党も含め、いろいろな番組を通じて多様な情報提供を期待するもの。
○ 放送番組の編集に係る政治的公平の確保について、これを判断するのは誰？
×) 放送番組は放送法による自律の保障のもと放送事業者が自らの責任において編集するものであり、一義的には放送事業者が自ら判断するもの。
○ 「一つの番組」についてはどう考えるのか。
×) (このペーパーでいう「一つの番組」は、) 報道ステーションなら報道ステーション、モーニングバードならモーニングバードの1回の番組を指している。

×) 大臣のご了解が得られればの話であるが、磯崎補佐官からは、本件を総理に説明し、国会で質問するかどうか、(質問する場合は) いつの時期にするか、等の指示を仰ぎたいと言われている。
○ そもそもテレビ朝日に公平な番組なんてある？どの番組も「極端」な印象。関西の朝日放送は維新一色。維新一色なのは新聞も一緒だが、大阪都構想のとりあげ方も関東と関西では大きく違う。(それでも政治的に公平でないとは言っていない中)「一つの番組の極端な場合」の部分について、この答弁は苦しいのではないか？
×) 「極端な場合」については、「殊更に」このような番組編集をした場合は一般論としては政治的公平が確保されていないという答弁案になっている。質問者に上手に質問され、その質問を繰り返す形の答弁を想定しているが、言葉を補う等した上で答弁を用意したい。
○ 苦しくない答弁の形にするか、それとも民放相手に徹底抗戦するか。TBSとテレビ朝日よね。実際の答弁については、上手に準備するとともに、①(カッコつきでいいので)主語を明確にする、②該当条文とその逐条解説を付ける、の2点をお願いする。
○ 官邸には「総務大臣は準備をしておきます」と伝えてください。補佐官が総理に説明した際の総理の回答についてはきちんと情報を取ってください。総理も思いがあるでしょうから、ゴーサインが出るのではないかと思う。

(以上)

取扱嚴重注意

磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年2月17日(火) 15:55~16:00
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付
当方 安藤情報流通行政局長(×)、長塩放送政策課長、西がた(記)

- ・先日の高市大臣へのご説明(2/13)の結果について安藤局長からご説明。
- ・主なやりとり以下のとおり。(関係資料は別添のとおりに)

- ×) 今回の整理ペーパーに基づき、これまでの経緯を含め高市大臣にご説明した。大臣からは、「総務大臣は(答弁の)準備をしておきます」という点と、「補佐官が総理にご説明した際の総理の発言等についてはよく教えてください」という2点について伝えて欲しいとのことがあった。総理へのご説明の結果等についてはお取り計らいをいただきたい。
- ×) この他、高市大臣からは、(一つの番組の)「極端な事例」に関する答弁部分について、感想的に「(答弁として) 苦しいのではないか」というコメントがあった。大臣の真意は不知だが、事務方として忖度すれば、まさに補佐官が企図されているところと思うが、大臣も現実の放送をいろいろとご覧になられている中、放送事業者に対して「効き過ぎる可能性」をお考えになられたのかとも受け止めたところ。
-) (今回の整理は) そりゃ効くだろう。そういう意味ではやはり、質問者のほうから「こういう場合はどうだ?」という形で質問する必要があるだろう。高市大臣へのご対応に感謝。今後の手続については総理に相談したい。もちろん、実際の質疑の際は事前によく折り合わせて慎重にやりたい。突然通告するようなことはしない。そこは信頼してほしい。
- ×) あと、これは総務省の事務方の話であるが、今後の国会審議との関係では、NHK 榊井会長の発言問題(戦後70周年に関する件)があり、予算委員会での攻撃材料、そして年度末にご審議いただくNHK予算についても野党が攻撃材料に挙げているとも聞く。本日の自民党の総務会でNHK予算をお認めいただいたが、その際も何人かの議員から苦言があった。今回の政治的公平の件と榊井会長の発言がどう関係するか事務方としても読み切れない部分があるが、先程の「効き過ぎ」との関係で、後に業界が過剰反応し、相乗的に混乱すると、予算委員会やNHK予算審議等の国会運営に支障を来しかねない面もあり、そういった事態は避ける必要があるのではないかと思っているところ。
-) 榊井会長の発言は何が問題になっているのか? 総務部会で聞いていたが経緯がよく分からなかった(←安藤局長から経緯等ご説明)。慣れてきたと思っていたが…。政治的公平のほうは、前から言っているとおり、個別特定の番組を挙げたらうつもりはなく、上品にやろうと思っている。本件と榊井会長の発言は関連しないと思うが、総務省の心配は理解。その場合、4月以後に本件を質す場はあるのか?
- ×) 何らかの案件で予算委員会の集中審議はセットされるのではないかと思案するところ。
-) 4月以降の話も含め、タイミングも総理と相談する。いずれにしても慎重にやらなきゃいけないことは十分承知。高市大臣へのご対応あらためて感謝。

19

(以上)

山田総理秘書官レク結果 <未定稿>

日時 平成27年2月18日(水) 16:00~17:00
 場所 官邸
 先方 山田総理秘書官(O)
 当方 安藤局長(x)、長塩課長、西がた(記)

(冒頭、本日の民主党の部門会議や細井会長の発言の経緯等ご説明。その後磯崎補佐官からの照会の経緯等安藤局長からご説明。山田秘書官の主なご発言等以下のとおり。)

- O) 今回の整理は法制局に相談しているのか？今まで「番組全体で」としてきたものに「個別の番組」の(政治的公平の)整理を行うのであれば、放送法の根幹に関わる話ではないか。本来であれば審議会等をきちんと回した上で行うか、そうでなければ(放送)法改正となる話ではないのか。
- x) 法制局には当たっていない。磯崎補佐官も現行の「番組全体で」とする解釈を変更するものではなく、あくまで「補充的な説明」と位置づけ。国会で上手に質問されてしまったから答弁せざるをえない形を取ることとしている。
- O) 磯崎補佐官は官邸内で影響力はない(長谷川補佐官は影響力あるとの旨)。総務省としてここまで丁寧にお付き合いする必要があるのか疑問(山田秘書官としては総務省から磯崎補佐官を止めて欲しかった?)。今回の話は変なヤクザに絡まれたって話ではないか。
- O) 磯崎補佐官からすれば、前回衆院選の時の萩生田(議員名の要請)文書と同じ考えで、よかれと思って安保法制の議論をする前に民放にジャブを入れる趣旨なんだろうが、(山田秘書官からすれば)視野の狭い話。党がやっているうちはいいだろうし、それなりの効果もあったのだろうが、政府がこんなことしてどうするつもりなのか。磯崎補佐官はそれを狙っているんだろうが、どこのメディアも萎縮するだろう。言論弾圧ではないか。
- O) 政府として国会でこういう議論をすること自体が問題。新聞・民放、野党に格好の攻撃材料。自分(山田秘書官)の担当(メディア担当)の立場でいえば、総理はよくテレビに取り上げてもらっており、せっかく上手くいっているものを民主党が岡田代表の出演時間が足りない等と言いついたら困る。民主党だけでなく、どこのメディアも(政治的公平が確保されているか検証する意味で)総理が出演している時間を計り出すのではないか。
- O) だいたい問題になるのは「サンデーモーニング」「ニュース23」「報道ステーション」だろうが、国民だってそこまで馬鹿ではない。今回の件は民放を攻める形になっているが、結果的に官邸に「プーメラン」として返ってくる話であり、官邸にとってマイナスな話。
- O) 磯崎補佐官から総理アポの依頼は来ている。来週のどこかで時間を取ろうと思っていたが、このような話であれば、総理室からすれば、何でこんな話をこの時期に入れるのか？ということにもなりかねない。(総務省も)本気でこの案件を総理に入れるつもりなのか。総務省も恥をかくことになるのではないか。
- O) ひとまず「来週のどこかで総理の時間を取る」件は引き延ばすが、磯崎補佐官が別の(秘書官の)ルートでアポ入れをしてくるかもしれない。本件を総理案件から落とすよう総務省から磯崎補佐官にアプローチすべきではないか？(注：山田秘書官は、総理レクには総務省同席せず、あくまでも磯崎補佐官の整理として総理に上げることについては理解されていないようす。)

(以上)

取扱厳重注意

磯崎総理補佐官ご説明結果

日時 平成27年2月24日(火) 10:40~10:55
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)
先方 磯崎総理補佐官(○)、山口補佐官付
当方 安藤情報流通行政局長(△)、長塩放送政策課長

△) (政治的公平の確保に関する) 先日の話は、実際に国会で答弁を行うと、いろいろと(マスコミなどから)言われることも想定される。こちらから申し上げる話では無いことは十分に承知しているが、総理にお話しされる前に官房長官にお話し頂くことも考えられるかと思ひますが。

○) 何を言っているのかわかっているのか。これは高度に政治的な話。官房長官に話すかどうかは俺が決める話。局長ごときが言う話では無い。総理が(官房長官に相談すると)仰るなら勿論話をする。この件は俺と総理が二人で決める話。

○官房長官に役所から話すことは構わない。しかし、俺の顔をつぶすようなことになれば、ただじゃあ済まないぞ。首が飛ぶぞ。もうここにも来ることができないからな。

○たぶん誰かに言われて、(そういったことを)言いに来たのだから、今日は怒らない。

○(政治的公平について) これまでに話をしてきたことは、別におかしな話ではないだろう。予算委員会で公式に通告し質問して、それに対して大臣から公式に答えてもらうだけ。ただ、事前のすり合わせをやってきたということ。本当は委員会で直接質問できれば良いのだが、(総理補佐官の立場なので) そうも行かないので、代わりに誰かにやってもらうだけ。

○答弁の内容もおかしなものでは無いだろう。今までのルールがおかしいというのではない。今までは答弁で描象してきたところを、今回聞いて、補ってもらおうとするもの。

○俺を信頼しろ。役所の○日なんだし、ちゃんとやってくれば、役所の悪いようにはしない。そちらも、官邸の構造論を分かっておくように。

○誰かに言われたのだから今日は怒らない。しっかりと考えてやってくれ。

(以上)

山田秘書官対応について（案）

（磯崎補佐官関係）

- 磯崎補佐官の総理レクのセッティングの件をはじめ、これまでのご対応に感謝。
- 先日ご指摘いただいたとおり、現在のメディア環境が政権に好意的なものであることは事実。磯崎補佐官に対しては、（先日のご指摘も踏まえ、）官房長官をはじめとする官邸全体の取り運びについてご進言（ご相談）に上がったが、磯崎補佐官は「総理の指示があればやる、これは政治案件。役所は口を出すな。」とのお考え。
- ついては、磯崎補佐官からの総理レクがセットされる場合には、

【事前にレクの内容を承知することとなった場合】

総理レクの前に、「本件はサンデーモーニングや報道ステーションといった政権に過度に批判的な番組に対する牽制にはなるが、官邸にとってはマイナスであり、やらないほうが良い」旨を総理にご進言いただく、

【上記の事前レクができない場合】

総理レクの現場でのご対応となるが、仮に総理から国会答弁を行うことで良いとの指示が出た際は、「現在のメディアとの距離感を踏まえれば、国会答弁を行うタイミングについては、慎重に進める必要がある、政権全体のメディア担当である官房長官とも十分なご相談が必要である」旨をご発言いただく、

といった対応を、可能な範囲でお願いできないか。

【桜井総務審議官限り】

総理レクの結果について
(放送番組の政治的公平について)

平成27年3月5日(木) 夕刻

山田総理秘書官(〇) → 電話 → 安藤局長

- 総理へのご説明は本日16:05から実施。磯崎総理補佐官のほか、今井総理秘書官と自分(山田秘書官)が同席。
- 今井秘書官と自分から、(磯崎補佐官の)説明のような整理をすると総理単独の報道が萎縮する、整理ペーパーに挙げられている極端な事例以外はなんでも良くなってしまう、メディアとの関係で官邸にプラスになる話ではない、等と纏々発言した。
- これらの発言にもかかわらず、総理は意外と前向きな反応。総理からは、
 - ・ 政治的公平という観点からみて、現在の放送番組にはおかしいものもあり、こうした現状は正すべき、
 - ・ (放送番組全体で見ることに)「JAPANデビュー」は明らかにおかしい、どこでバランスを取っているのか、
 - ・ FCC(米国)のように(政治的公平を)廃止した国はともかく、日本の放送法には「政治的公平」の規定があって、国民はこれが守られていると思っており、守られていない現状はおかしい、等のご発言。
- 磯崎補佐官から、サンデーモーニングはコメンテーター全員が同じことを述べている等、明らかにおかしいと発言。これに対し、総理から、
 - ・ 「放送番組全体で見る」とするこれまでの解釈は了解(一応OKと)するが、
 - ・ 極端な例をダメだと言うのは良いのではないか、
 - ・ その意味で(補佐官の整理は)あくまで「極端な事例」であり、気を遣った表現になっているのでこれで良いのではないか、とのご発言。
- また、総理から、①タイミングとして「今すぐ」やる必要はない、②国会答弁をする場は予算委員会ではなく総務委員会とし、総務大臣から答弁してもらえばいいのではないか、とご発言。
- これに対し、自分(山田秘書官)から、一度整理をすれば個々の事例の「あてはめ」が始まり、官邸と報道機関の関係にも影響が及ぶ等の発言をしたものの、総理は、「有利不利ではない」、「全部が全部とは言わないが、正すべきは正す」とのスタンスであった。
- レク終了後、今井秘書官にも相談したが、官邸にとって決して良い話ではなく、タイミングをみて官房長官にも(官邸から)話を入れる必要、との認識で一致。

【桜井総務審議官限り】

磯崎総理補佐官からの連絡
(総理レクの結果について)

日時 平成27年3月6日(金) 9:45~10:05
場所 官邸(磯崎総理補佐官室)
先方 磯崎総理補佐官(O)、山口補佐官付
当方 安藤情報流通行政局長(X)、長塩放送政策課長、西がた(記)

- ・昨日(3月5日)、放送番組の「政治的公平」について磯崎補佐官から総理にご説明。
- ・その結果についてお話を伺ったところ、概要以下のとおり。

-) 昨日総理にご説明。今井・山田両総理秘書官が同席。自分(磯崎補佐官)から説明し、山田秘書官は抵抗していたが、今井秘書官はもっと過激なことも言っていた。結論としては、国会でやることについては「良いのではないか」「ただし慎重にやってくれ」とのことであった。自分からは、「総務省とよく相談して進めたい」と申し上げた。
-) また、総理から、実際に答弁してもらう場合は(予算委員会ではなく)「総務委員会で良い」という話もあった。時期はNHK予算の後で落ち着いてからが良いだろう。タイミングや誰に質問してもらうかについてはこちらでもう少し考えたい。また、実際の質問についてもこちらで質問立てしてみたい。その際はまた皆さん(当方)に相談する。高市大臣に対しては、こうした形で進めて行くことについてのご報告をお願いする。
-) ご説明の場で、今井秘書官から、整理ペーパーの中の「政治的見解」の意味について質問があり、自分からは、「(国論を二分する)政治的課題についての意見のこと」と回答。
-) 従来の「放送番組全体で見ると」という国会答弁の初出は昭和39年。あの頃の報道番組は意見なんて言わなかった。おかしくなったのは田英夫が出てきてから。みんなびっくりしたもんだ。今回の話は、特定の番組をあげつらうのではなく、ふんわりと上品にやると言っているのだから、その意味では山田秘書官は抵抗しすぎだったな。旧自治省が悪いのか旧郵政省が悪いのかは知らないが、総理もあまり総務省に好感を持っているようではない。桜井総務審議官にも「無駄な抵抗はしないほうがいい」と伝えておこうと思う。
-) 総理がいちばん問題意識を持っているのはNHKの「JAPANデビュー」だが、これはもう過去の話。今はサンデーモーニングには問題意識を持っている。(報道ステーションの)古館も気に入らないが、古館はゲストを呼ぶ。ゲストが弱くて負けるのはしょうがないが、この違いは大きい。サンデーモーニングは番組の路線と合わないゲストを呼ばない。あんなのが(番組として)成り立つのはおかしい。あとはNHKの5:30のラジオ(?)もテレビに出演できないようなゲストばかりで質が悪いが、今日のところはこれはいい。とにかくサンデーモーニング。番記者にもいろいろ言っているが、総務省もウオッチしておかなきゃだめだろう。
-) 放送番組の政治的公平についての総務省のスタンスがこれまではよく分からなかった。(米国のように)政治的公平の原則を外すというのは一つの考え方だが、現に法律に規定がある以上は守らせないとはいけないし、(究極は)けしからん番組は取り締まるスタンスを示す必要があるだろう。そうしないと総務省が政治的に不信感を持たれることになる。

-) 今回の整理で総務省も少しは矢面に立たざるを得なくなるかもしれないが、政府が変な立場に立つことのないように注意して進めたい。総理からも「よく相談してやって下さい」とのことであり、NHK予算が終わってから、今回の整理を質問に落としてみてからまた皆さん（当方）と相談したい。
-) 古館は番組には出演させる。総理が呼ばれば総理はけんかするだろう。その意味でもサンデーモーニングは構造的におかしいのではないかということ。皆さんもこうした問題意識は頭に入れておいていただきたい。（笑いながら）あんまり無駄な抵抗はするなよ。何回も来てもらってありがとう。

(以上)

大臣レクの結果について安藤局長からのデブリ模様
(平成27年3月6日(金) 夕刻)

- 整理ペーパーと「磯崎総理補佐官からの連絡」で大臣にご説明。最初大臣は本件についてあまり記憶がなかった様子で、第一声は「本当にやるの？」。

- 大臣は、最近の自民党からの要請文書やNHK榑井会長の国会審議等を見ていて慎重になっているのかもしれない。整理ペーパーを見ているうちに内容を思い出してきたようで、以下のご発言。
 - ・ これから安保法制とかやるのに大丈夫か。
 - ・ 民放と全面戦争になるのではないか。
 - ・ 総理が「慎重に」と仰るときはやる気がない場合もある。(前回衆院選の)要請文書のように、背後で動いている人間がいるのだろう。
 - ・ 一度総理に直接話をしたい。
 - 平川参事官に今井総理秘書官経由で総理とお話できる時間を確保するようその場で指示。(3/6/金~3/8/日の間)

- 安藤局長から、総理に連絡する際は、
 - ・ 今回の整理ペーパーの内容は「事務的にはギリギリの線のものであること」、
 - ・ 磯崎補佐官に対し、一度「(高市大臣から)答弁は準備します」とお伝えしていること、の2点に留意していただくようご発言。

- 本件大臣レクの結果について桜井総務審議官にはご報告済。
 - 3/6/金夕刻、磯崎補佐官付(山口氏)に対し、安藤局長から大臣レクの結果をご報告する時間の確保・日程の調整をメールで依頼。

(以上)

高市大臣と総理の電話会談の結果
(平成27年3月9日(月)夕刻)

○ 大臣室・平川参事官から安藤局長に対して以下の連絡。

- ・ 政治的公平に関する件で高市大臣から総理に電話（日時不明）。
- ・ 総理からは、「今までの放送法の解釈がおかしい」旨の発言。
実際に問題意識を持っている番組を複数例示？（サンデーモーニング他）
- ・ 国会答弁の時期については、総理から、「一連のものが終わってから」との
ご発言があったとのこと。

(以上)

山田総理秘書官からの連絡
【政治的公平の件について】

(平成27年3月13日(金)17:45)

山田総理秘書官から、政治的公平に関する国会答弁の件について、安藤局長に電話連絡。内容について局長からお話を伺ったもの。山田秘書官の発言の概要以下のとおり。

- ・ 政治的公平に関する国会答弁の件について、高市大臣から総理か今井秘書官かに電話があったようだ。
- ・ 総理は「軽く総務委員会で答弁しておいた方が良いのではないか」という反応だったとのこと。
- ・ 本件については総理が前向きであり、今井秘書官の指示で、菅官房長官には本件について相談していない。
- ・ 本件についてはしばらく「静観」したい。
- ・ 磯崎総理補佐官の側で大きな動きがあれば教えて欲しい。

(以上)

は、極端な場合の番組があっても、その極端な場合、当該一つの番組を含む放送番組全体、そのバランスを見て判断をする、そうしたことを法理として述べているのがこの統一見解であると、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 先ほど御答弁したとおりでございます。

○小西洋之君 今の私の理解でよろしいですねと、はいと答えていただきたいと思うんですけども、
○政府参考人（山崎良志君） 御指摘のような場合も含めて、政府統一見解におきましては、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断することとされているところでございます。

○小西洋之君 明快に含めて二回おっしゃっていただきました。

じゃ、ちょっと問いの四番、急いでやっていますけれども。

しかし一方で、この統一見解、文章としては、一つの番組のみでもあって、で、①、②の事例があつて、極端な場合は政治的公平を確保していること認められないというふうにありますので、まるで一つの番組のみを政治的公平の判断要素にしているかのように読めるのですが、先ほど確認しましたけど、統一見解の趣旨としては、端的に言

えば、一つの番組のみに着目して、そのみを判断の根拠にして政治的公平が判断されることはないし、総務省においても、放送法の解釈としてそのような判断はしてはならない、必ず当該一つの番組も含めた放送番組全体のバランスを見て政治的公平を判断する、これがこの統一見解の示している法理であると、解釈であるということではないですね。

○政府参考人（山崎良志君） 繰り返しになりますが、政府統一見解におきましては、番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て全体を判断することは当然のことであるとされているところでして、御指摘のとおり、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスの取れたものであるかどうかを判断するということでございます。

○小西洋之君 だから、確認ですが、この一つの番組のみでもというふうに言っていますけど、その当該極端な場合である一つの番組を含めた番組全体で判断しているということではよろしいですね。もう一度、含めたというのを、三度目、答弁してください。

○政府参考人（山崎良志君） 先ほど申し上げたとおり、政府統一見解において、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を

見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するということでございますので、一つの番組というのは、まあ含まれるものと考えて、含まれるものと考えております。

○小西洋之君 明確にありがとうございます。

じゃ、問いの五番ですけれども、この平成二十八年二月十二日の統一見解は、平成二十七年五月十二日の高市総務大臣答弁と、この一つの番組のみでもという言葉を使うのとともに、内容として、解釈と、内容として全く同じなんですけど、当該高市答弁や、その後、その他の一つの番組でもという文言を用いている平成二十八年二月の八日、また平成二十八年三月十八日の高市大臣答弁、あるいは、一つの番組のみが政治的に公平であることに違反したということをもってという言い方をしている平成二十八年三月九日の高市大臣答弁、ほかにもあるかもしれませんが、いずれにしても、当該これらの大臣答弁も含めて、それ以降、まあ、それ以前もですけども、政府答弁の趣旨も、法理としては、必ず極端な場合とされる当該一つの番組も含めた放送番組全体のバランスを見て政治的公平を判断すると、そういうことを法理として述べている答弁であるということでは間違いないですね、これらの答弁の趣旨というのは、
○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、政府統一見解におきましては、番組全体を見て判断するとしても、番組全体は一つ一つの番組の集合体であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然、当然のことであるとされておりまして、御指摘のように様々な答弁がございますが、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するといふ解釈につきましては、何ら変更はございません。

○小西洋之君 確認ですが、今私が読み上げた各大臣答弁なんですけれども、全て極端な場合のケースの、当然、答弁なので、これらの大臣答弁は全て、その極端な場合である一つの番組を含めた放送番組全体、そのバランスで判断をしなければならぬ、判断をするといふ、そういう法理を述べた答弁であると、全て。そういう理解でよろしいですね。簡潔に、もうそれだけ答えてください。○政府参考人（山崎良志君） 若干繰り返しになります。御指摘のように様々な答弁がございますが、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するといふ解釈については何ら変更はございません。変更はございません。○小西洋之君 だから、当該極端な場合である一つの番組も含めた放送番組全体、そういう趣旨の

答弁ですね。もうそれだけ、含めたという言葉を使って答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

御指摘の様々な答弁も含まれるものでございませぬ。

○小西洋之君 答弁というのは、様々な答弁に、今、含まれるということですか。ちよつと簡潔に答えてください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

御指摘の様々な答弁が含まれるものでございませぬ。

○小西洋之君 答弁が含まれるじゃなくて、その私が指摘した答弁の趣旨として、当該極端な場合の一つの番組を含んだ番組全体という、そういう趣旨の答弁しているんですねと言っているんです。○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

もう一回繰り返し申し訳ありませんが、御指摘の様々な答弁を含めて、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するといふ解釈には何ら変更はございません。

○小西洋之君 いや、だから、私が、高市大臣答弁、あの平成二十七年五月十二日を含めた、指摘

した大臣答弁は、一つの極端な場合なるものがあったとしても、その極端な場合である一つの番組を含めた番組全体で判断している、全体のバランスを。そういう放送法の解釈を法理として述べている答弁であると、そういう理解でよろしいですね。

極端な場合である番組が含まれているかどうか、全体の中に。それを示しながら答えてください。さつきから何回か答えているんですよ。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

今御指摘のとおりでございまして、極端な場合の番組が含まれるということでございます。

○小西洋之君 審議官、落ちていてやってもらえば大丈夫ですからね。

じゃ、六番、問いの六番ですが、政府はこの間、この高市答弁や統一見解について、補充的説明というようなことを言ったんですが、何を何に對して補充しているのか、分かりやすく、一度で終わるような答弁をしてください。

○政府参考人（山崎良志君） 御質問の点、政府統一見解において、番組全体を見て判断するといふ従来の解釈に對して補充的に説明したということとです。

その上で、一つの番組のみでも、例えばとして、二つの事例を例示しつつ、極端な場合においては、

一般論として政治的公平を確保しているとは認められないとの考え方を示し、番組全体を見て判断するということこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたものでございます。

○小西洋之君 ちよっと私の言葉で言いますね。

要するに、政府は、放送法を作って以来、政治的公平の判断というのは、あらゆる、あらゆる番組ですよ、あらゆる番組を含めたその局の番組全体を見ることでしか判断できないというふうにしてきたわけですが、まあ何かよく分かりませぬけど、この極端な場合があったときどうするんだ、まあ結論は同じだと分かり切っているんですが、考えてみたわけですね。

そうすると、極端な場合なるものがあった場合でも、その極端な場合なるものを含めた番組全体で判断するんだということ、当たり前のこと、改めてこの統一見解には明確化して書いてある、そういう意味で補充的な説明であると、そういう趣旨で、理解でよろしいですね。

○政府参考人（山崎良志君） 御指摘のとおりでございます。

○小西洋之君 では、ありがとうございます。じゃ、ちよっとあと補充の質問が幾つかありますので、よろしいですか。早口で行きますね。

昭和三十九年の答弁というものがあって、配付資料の五ページ以下でございますけど、総務

省の番号で四十六ページ以下ですが、昭和三十九年答弁の極端な場合を除いてという言葉についてなんです、私の三月三日の予算委員会の質疑以降に初めてですね、言い方なんです、あたかも一つの番組のみでも政治的公平を判断できるという法理をこの言葉が示しているかのように受け取れるような答弁が一部でなされているように私は感じるんですが、まあ事実関係分かりませぬけれども、そういう意味ではないと、それらの答弁はということでもよろしいですね。放送法の解釈権を持っている総務省の有権解釈として答弁してください。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

三月三日以降、御指摘の答弁は、御指摘のとおり、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するというものでございませぬ。

○小西洋之君 じゃ、ちよっともう一度確認で聞きますけど、問いの八番ですが、要するに、この三十九年答弁の極端な場合を除いてに關する三月三日以降の全ての政府答弁などですけれども、それは、一つの番組のみを見て、つまり番組全体のバランスを見ずに政治的公平を判断できるといふ法理を示したものであるという、そういう趣旨で

述べているものでは決していないということですよ、いいですね。

○政府参考人（山崎良志君） お答え申し上げます。

繰り返しになって恐縮ですが、三月三日以降の答弁は、御指摘のとおり、一つの番組ではなく、一つ一つの番組の集合体である番組全体を見て、バランスが取れたものであるかどうかを判断するという考え方に基づくものでございます。

○小西洋之君 じゃ、その三十九年答弁なるものですが、問いの九番ですが、三十九年答弁においては、ちよっと割愛しますけれども、宮川政府参考人という方が、資料の五ページ以降、総務省の番号で四十五ページ以降ですけれども、政治的公平であることなどについてですけれども、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方の表れ、略しますね、こういう考え方を取っている。さらに、別の言葉で、ある一時点、ある一つだけの番組につきまして直ちに判断するというのではなく、ということ述べながら、ちよっと略しますけれども、その流れとして、政治的に公平であるのかどうかという問題についてはやはり同じようなことが申されるのではないかと思いますというふうに答弁しているんですけれども。

これは質問通告してはいますけど、これら宮川政府参考人の三十九年答弁の中の二つのこの発言、

ております。

○小西洋之君 じゃ、さらに、その問いの関連で確認ですが、今私が指摘した平成八年の楠田政府委員答弁というのは、この平成二十八年の統一見解、また平成二十七年の高市、五月十二日ですね、高市大臣答弁と共通する文言を使っているわけですから、趣旨として全く同じであると、この三つはということでしょうか。

○政府参考人(山碕良志君) 先ほど来申し上げております政府統一見解の解釈、従来から変更ございませんので、同じ趣旨で答弁されたものと考えております。

○小西洋之君 じゃ、問いの十二番ですけれども、昭和三十九年の答弁の以前及び以後の今日に至るまでに、放送事業者の放送番組全体のバランスを見て判断する、統一見解の言葉によれば、番組全体としてバランスの取れたものであるかというふうにして判断する、そういうやり方ではなく、一つの番組のみの判断によつて政治的公平を判断できるといふ法理を明示した、あるいはそうした法理を述べている国会答弁も政府見解も一つもないということでしょうか。

○政府参考人(山碕良志君) お答え申し上げます。政府統一見解における先ほどから御説明しております解釈、考え方は、御指摘のとおり、今日に

至るまで何ら変更していないということでございます。

○小西洋之君 国会答弁も政府見解もそうしたものは一つもないということでしょうか、一つの番組だけで判断できるというのは。

○政府参考人(山碕良志君) 御説明しております考え方は、御指摘のとおり、今日に至るまで何ら変更していないということでございます。変更していないということでございます。

○小西洋之君 いや、あるかないか、ございませんと答えてください。

○政府参考人(山碕良志君) ございません。○小西洋之君 じゃ、ちょっと大事な質問行きますね。

統一見解のような事例、極端な場合ですね、かつて、まさに一五年頃なんですが、一つの番組のみの政治的公平の判断で、いわゆる放送局の電波を止める、電波法、放送法の設備、業務の停止命令を出すことができるかのような答弁が平成二十七年の五月十二日の高市答弁以降あったかのようにちょっと私は感じています。

例えば、平成二十八年二月の八日及び二月の二十九日の奥野総一郎議員に対する高市大臣答弁、また三月九日の和田政宗議員に対する大臣答弁などですが、ほかにもあるかもしれませんけれども、いずれにしても、これらの答弁を含めて、一つの

番組のみを見て政治的公平を判断してその違法性を認定し、それを根拠に電波法、放送法の設備、業務の停止命令ができるという政府の見解を法理として述べた国会答弁や政府見解は、戦後の放送法の歴史において一度もないということでしょうか。

○政府参考人(山碕良志君) お答え申し上げます。

政治的公平であるということについて番組全体を見て判断するという従来の解釈に何ら変更はございません。

また、放送法第四条違反に基づく放送法第一百七十四条、電波法七十六条の運用がなされたことはありません。

さらに、平成二十八年三月三十一日の参議院総務委員会において、「業務停止命令の要件として公共の電波を使って繰り返し返されている場合と明確に述べていらつしやいますので、一つの番組のみの判断で業務停止命令がなされることはないということでしょうか。」という質問があり、高市総務大臣は「それは一〇〇%でございます。」と答弁されているところでございます。あくまでも放送事業者が自律的にしっかりと放送法を守っていただくことが基本であると考えてございます。

○小西洋之君 以上、るる答弁いただきましたけ

3月23日予算委質疑案（分析：小西）

【方針】

高市大臣を辞職に追い込むために、これまで明らかになった高市答弁と総務省調査の矛盾点を岸田総理に追及する。

矛盾点は大きく二つ。

- (1) 「平成27年 2月13日高市大臣レク結果」の作成者三名（安藤局長、長塩課長、西潟補佐）は「ねつ造はしていないと証言している」と3月20日予算委で松本大臣が答弁している。

これに対し、高市大臣は同レクに同席していた「平川大臣室参事官、松井秘書官の二名から直接に、こうしたレクは絶対はない」という発言を聞いていると答弁している。しかし、22日の予算委では総務省は「二名は大臣に対し、『絶対はない』という表現をしたのかどうか記憶にない」と答弁し、高市大臣が虚偽答弁を重ねた疑惑が明らかになっている。

- (2) 高市大臣は、平成27年5月12日の総務委員会答弁の前日の11日の大臣レク以前に政治的公平の解釈について誰からも話を聞いていないと主張している。しかし、「平成27年2月13日高市大臣レク結果」の作成者三名（西潟補佐が原案を作成し、長塩課長、安藤局長が確認し必要箇所を修正）は、22日付けの総務省調査において、以下のように証言している。

○関係者A（西潟補佐）

「放送法4条の解釈という重要な案件を大臣に全く報告していないというのはあり得ないと思う」「同時期に放送法に関する大臣レクが行われたのではないかと認識している」

○関係者B（長塩課長又は安藤局長）

「放送法第4条に規定する「政治的公平」について大臣レクが存在しなかったとは認識しにくいのではないと思う」

○関係者C（長塩課長又は安藤局長）

「放送法第4条の解釈について大臣レクがなかったとは考えにくいと認識している」

すなわち、「平成27年2月13日高市大臣レク結果」の作成者三名が「政治的公平に関する大臣レク」（注意：「解釈変更に関する大臣レク」ではない！）はあったと証言しており、高市大臣の平成27年5月11日以前に一度も政治的公平の解釈に関するレクを受けていないという発言は明確に虚偽答弁となっている。

これに対して、高市大臣は、5月11日に翌日の答弁の内容を自ら調整した、同席した関係者E（松井秘書官と推測）が「2月に文書にあるような内容の大臣レクがあったとは思わない」と証言しているなどと主張することが予測されるが、前者については、高市大臣は5月12日答弁で磯崎補佐官と総務省が作成した解釈文書をそのまま読み上げており本質的な中身の調整では全くなく、後者については、上記の「絶対はない」という発言の記憶がない松井秘書官は高市大臣の圧力を受けていると推測されその証言には信ぴょう性が乏しいと言わざるを得ない。

○放送法・電波法抜粋

<放送法>

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(国内放送等の放送番組の編集等)

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

<電波法>

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

主要国の規制機関

	独立規制機関	対応する企画・振興機関	分野	意思決定	委員等の任命権者	政府・議会との関係	運営費用	職員数(概算)
アメリカ	FCC (連邦通信委員会)		通信・放送	合議制 (5人)	大統領 (上院での承認が必要)	・行政府への説明責任なし。 ・連邦議会に対し責任を負う。(議会が予算承認)	政府支出金、事業者から徴収する免許手数料	1,900人
イギリス	OFCOM (通信庁)	ビジネスイノベーション・技能省文化メディアスポーツ省	通信・放送	合議制 (9人)	両担当大臣：非執行役員6人 非執行役員：執行役員3人 (含むCEO)	政府及び議会への説明義務を負う。(議会が予算承認)	政府支出金、事業者から徴収する免許料等	850人
ドイツ	BNetzA (連邦ネットワーク庁)	連邦経済技術省	通信	独任制	大統領 (連邦政府の推薦を受けて)	-	政府支出金	2,500人 (ガス、鉄道等含む)
	各州のメディア庁 (州によって名称が異なる)		放送	合議制 (州により委員数は異なる)	(各州により異なる)	連邦政府・州政府に対し独立	受信料	(各州によって異なる)
フランス	ARCEP (電子通信郵便規制庁)	経済産業雇用省	通信	合議制 (7人)	大統領3人 (含む総裁)、上下院議長各2人	-	政府支出金	150人
	CSA (視聴覚高等評議会)	首相府メディア開発庁	放送	合議制 (9人)	大統領3人 (含む議長)、上下院議長各3人	・大統領・政府・議会に活動報告書を提出。 ・諮問・検討依頼を受けて意見表明を行う。	政府支出金	400人
韓国	KCC (放送通信委員会)	知識経済部文化体育観光部行政安全部	通信・放送	合議制 (5人)	大統領 (委員は国会議長・国会委員会の推薦、委員長は委員の互選により任命)	・大統領直属の機関で、首相の監督を受ける (放送番組規制等は除く)。 ・大統領・国会へ業務報告義務を負う。	政府支出金	1,600人
台湾	NCC (国家通信放送委員会)	交通部・郵電局行政院新聞局	通信・放送	合議制 (7人)	行政院 (立法院の同意が必要)	・法律に基づき行政院から独立して職権行使。 ・立法院への成果・提案の事後報告義務を負う。	人件費：政府予算 事業費：許可料・周波数使用料	500人